

不良債権の処理についての 提案

銀行および企業の経営状況の厳格な把握」
および

米国の教訓とした不良債権処理の留意点」

厳格な資産査定 (1)

- 金融庁 (旧大蔵省検査部) の検査および日銀の考査は 1~ 2年置きに実施されてきたものの、金融機関および企業の資産悪化の状況を完全に把握出来なかった。
- 現在も、金融機関の自己査定を金融庁がチェックする形の検査が実施されているが、要注意先の中から大型倒産が発生しているのが実情。

厳格な資産査定 (2)

検討すべき課題

- 1. 自己査定を基本とする検査手法に問題はないか？
- 2. 金融庁の検査要員は、質・量ともに十分か？
- 3. 検査マニュアルに問題はないか (例 :信用リスク検査用マニュアル、別表 9頁 破綻懸念先、金融機関の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、～、要注意先と判断して差し支えないものとする 等)？

厳格な資産査定 (3)

オフィシャルな不良債権額の精緻化

- 1. 現在の3つの計数 (リスク管理債権、金融再生法に基づく不良債権、自己査定による債権) を一本化。
- 2. 既述の厳格な資産査定に基づく信頼ある数字の公表。

不良債権分類の適正化（1）

要注意先の範囲が広すぎることの問題

- 1. 限りなく正常債権に近いものから、限りなく破綻懸念先に近いものまでを内包。
- ー ー 経営が悪化して何年も実質赤字を続けるような先が要注意先となっていることの問題。
- 2. 米国で言う「スペシャル・メンション」とサブ・スタンダード」を参考に分割を検討すべき。
- 3. 現状のような緊急事態に対応した特別な分類も検討に値。

不良債権分類の適正化 (2)

新分類の創設と引当率の引上げ

— 銀行に再建支援を続けるか、企業を銀行から切り離して再建させるかという判断を促すような対応を進めるために。

- 1. 「要注意先」の中から「破綻可能性のある先」を抽出し、この先への貸出を「ダッシュ」とする。
- 2. ダッシュの位置づけは、分類 (引当率 10%)、分類 (同 70%) の次として、例えば 50% の引当率を考える。
- この場合、新分類は個別引当金対象とする。

銀行による企業の再生 (1)

- 金融庁が「破綻懸念先」にすべきかと迷うような企業につき、銀行が再建を支援したいとする場合に、「破綻の可能性のある先」として分類し、銀行に2年間(例)の再建期間を与える。
- この間、企業再生支援の過程で銀行が資本不足に陥るような場合には、公的資金の注入を検討する。また、2年経って、再生がなされていれば、再生企業の株式などに転換する等を考える。

銀行による企業の再生（2）

- 2年経って再生が成功しない場合には、公的資金を回収し、その後、銀行が再建を続けたい場合には市場から資本調達をして行う
- 銀行は、「破綻可能性のある先」すなわち「ダッシュ」債権を集計し、他の分類債権とともに公表。
- 明確な問題意識と前向きな企業支援の姿勢をディスクローズすることで、不良債権の保有に対する市場の見方も変化すると期待可能。

RCCの活用 ~ RTCの教訓 (1)

米国RTCの教訓

- 1.自分が回収業務を行うのではなく、「民間のサービサー」を証券化のストラクチャーの中に取り込んだ。
- 「一すなわち、RTCは、「民間に出来そうなことは民間に任せる」との考えから、CMBSを活用するに当たって、「証券化の器を借りた市場創生のための市場参加者へのインセンティブ提供の仕組み」を作ることによって成功したとの解釈が可能。

RCCの活用 ~ RTCの教訓 (2)

- RTCは、資産売却価格に、投資家が変わる価格を「適正価格」として利用。これにより、特に初期の投資家は、当時としては未知の商品に投資するリスクに見合った高いリターンを得ることが可能となった。
- この結果、短期間のうちに市場参加者が急増し、プライシングも急速に効率化。
- 但し、米国の場合は、RTCに資産を売却したS&Lは売却時点で破綻あるいはほぼ死に体となっていた点 (日本の銀行は存続している)には留意の要。

RCCの活用 ~ RTCの教訓 (3)

RCCに出来ること

- 1. サービサー業務？
- 2. ディストレスト・ビジネス？
- 3. 銀行からの買取と転売に特化？

検討課題

- 1. 現在の従業員はこのような業務経験は皆無に近い。
- 2. これまでの実績として、抵当権行使を除けば殆どの不良債権を保有し続けて来ている。